



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成26年10月31日

担  
当

埼玉労働局労働基準部監督課  
監督課長 友住弘一郎  
主任監察監督官 布施武雄  
TEL 048-600-6204

## 過労死等の労災請求事業場に対する監督指導結果(平成25年度)について ～月80時間を超える時間外労働を行っている事業場が約3割～

埼玉労働局(局長 阿部充)では、平成25年度において埼玉局管内の8労働基準監督署が実施した過労死等の労災請求事業場に対する監督指導結果を以下のとおり取りまとめましたので、発表します(詳細は別紙のとおり)。

### 《概要》

#### 1 監督指導の状況

平成25年度に、埼玉局管内の8労働基準監督署において、過重労働による健康障害が発生したとして労働者等から労災請求のあった43事業場に対し監督指導を実施し、そのうちの37件、86.0%に何らかの法違反が認められた。

業種別の監督件数では、運輸交通業が11件で最も多く、そのうち10件(90.9%)で法令違反が認められ、以下、製造業が7件(法令違反が認められたもの6件(85.7%))、商業が6件(同5件(83.3%))となっている。

#### 2 法令違反の状況

法令違反の内訳は、労働時間に関するものが27件(監督実施事業場全体の62.8%)で最も多く、以下、割増賃金に関するもの18件(同41.9%)、就業規則に関するものが12件(同27.9%)となっている。

#### 3 時間外労働時間数の状況

(1) 監督指導を実施した43事業場において、監督に近接した時期における1か月間の時間外労働時間の状況を見ると、最長の者における実績は、100時間超が11件(25.6%)、80時間超100時間以下が2件(4.7%)、60時間超80時間以下が6件(14.0%)、45時間越60時間以下が8件(18.6%)、45時間以下が11件(25.6%)であり、13件(30.2%)の事業場で過労死等の労災認定基準である1か月80時間を超える時間外労働が行われていた。

(2) 事業場における労働時間の把握方法は、いくつかの手法の併用によるものが 15 件（監督実施事業場全体の 34.9%）で最も多く、以下、タイムカードによるもの 10 件（同 23.3%）、ICカードによるもの5件（同 11.6%）、自己申告によるものが9件（同 20.9%）であり、その一方、労働時間の把握を行っていなかった事業場が4件（同 9.3%）あった。

#### 4 今後の対応

埼玉労働局では、11 月の「過重労働解消キャンペーン」において、過重労働解消のための重点的な監督指導を実施するほか、引き続き、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向け、積極的な監督指導を行うこととしている。

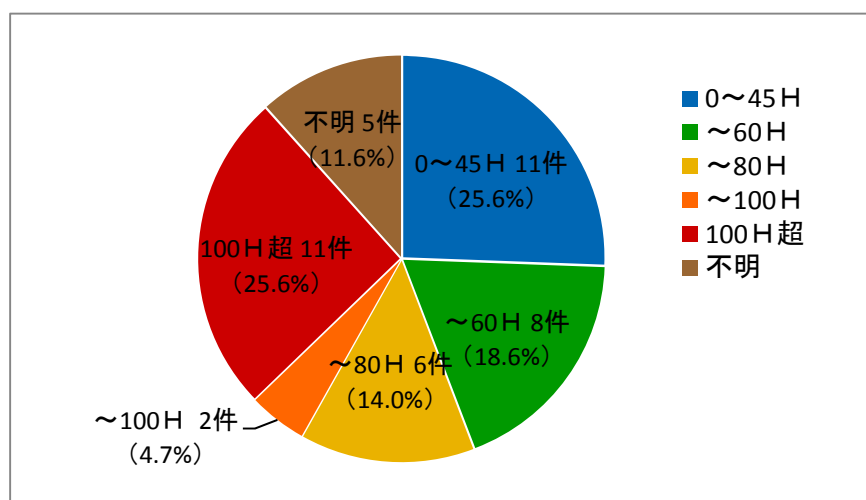
## 1 違反の状況

平成 25 年度において、過労死等の労災請求事業場に対し実施した監督指導の状況は、次のとおりです。

業種区分	監督実施 事業場数	うち違反 事業場数	違 反 内 容									
			労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	労働条件 の明示	休 日	法令周知	健康診断	衛生 管理者	産業医
			労基32条	労基37条	労基89条	労基108条	労基15条	労基35条	労基106条	安衛66条	安衛12条	安衛13条
製造業	7	6 (85.7%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)
運輸 交通業	11	10 (90.9%)	9 (81.8%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
商業	6	5 (83.3%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
保健 衛生業	5	5 (100.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)
清掃・ と畜業	4	4 (100.0%)	3 (75.0%)	3 (75.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
その他の 事業	10	7 (70.0%)	4 (40.0%)	5 (50.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	3 (30.0%)	2 (20.0%)
合 計	43	37 (86.0%)	27 (62.8%)	18 (41.9%)	12 (27.9%)	4 (9.3%)	4 (9.3%)	3 (7.0%)	4 (9.3%)	6 (14.0%)	7 (16.3%)	3 (7.0%)

## 2 時間外労働時間数の状況

(1) 上記1の監督に近接した時期1か月間における時間外労働時間の状況は、次のとおりです。



(2) 労働時間の管理の状況は次のとおりです。

労働時間の把握を行っている	39件(90.7%)
自己申告	9件(20.9%)
タイムカード	10件(23.3%)
ICカード	5件(11.6%)
これらの併用	15件(34.9%)
労働時間の把握を行っていない	4件(9.3%)

(参考) 主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者に対し、労働条件を明示した書面を交付していない。</li> <li>・労働契約の締結に際し「採用通知」を交付していたが、法定の項目を網羅していない。</li> </ul>
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働協定の締結・届出なく法定労働時間(1週 40 時間又は1日8時間)を超えて労働させている。</li> <li>・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。</li> </ul>
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。</li> </ul>
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。</li> <li>・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。</li> </ul>
法令等の周知 (労基法 106 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則を労働者に周知していない。</li> </ul>
衛生管理者 (安衛法 12 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時 50 人以上の労働者を使用しているのに衛生管理者を選任していない。</li> </ul>
産業医 (安衛法 13 条) 健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時 50 人以上の労働者を使用しているのに産業医を選任していない。</li> <li>・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。</li> <li>・有機溶剤を含有する接着剤を使用する業務に従事する労働者に対し、有機溶剤特殊健康診断を行っていない。</li> </ul>

\* 労基法:労働基準法    安衛法:労働安全衛生法